

別表第1(第2条関係)

区分		世帯の前年(1月分から3月分までの保険料にあっては、前々年)の合計所得金額	減免の対象となる保険料額	減免割合
第2条第1項第1号	災害により障害者となったとき。			
第2条第1項第2号	住宅等につき災害により受けた損害の合計金額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。以下この表において同じ。)が当該住宅等の合計価格の30%以上50%未満であるとき。	500万円以下	当該世帯に係る保険料額	90%
		500万円を超え750万円以下		50%
		750万円を超え1,000万円以下		25%
	住宅等につき災害により受けた損害の合計金額が当該住宅等の合計価格の50%以上であるとき。	500万円以下		12.50%
		500万円を超え750万円以下		100%
		750万円を超え1,000万円以下		50%
第2条第1項第3号	農作物の減収による損失額の合計金額(農作物の減収価格から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の合計金額の30%以上であるとき(ただし、当該世帯の前年(1月分から3月分までの保険料にあっては、前々年)の合計所得金額のうち、農業所得以外の所得金額が400万円を超える場合を除く。)。	300万円以下	当該世帯の保険料額に前年(1月分から3月分までの保険料にあっては、前々年)中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	100%
		300万円を超え400万円以下		80%
		400万円を超え550万円以下		60%
		550万円を超え750万円以下		40%
		750万円を超え1,000万円以下		20%
第2条第1項第4号	世帯の当該年(1月分から3月分までの保険料にあっては、前年。以下この表において同じ。)の合計所得金額が、前年(1月分から3月分までの保険料にあっては、前々年。以下この表において同じ。)の合計所得金額の30%未満であるとき。	200万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額以下	当該世帯に係る保険料額	50%
		200万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額を超え、400万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額以下		40%
	世帯の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の30%以上50%未満であるとき。	200万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額以下		40%
		200万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額を超え、400万円に、所得を有する者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額以下		30%
第2条第1項第5号	被保険者が少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。		当該被保険者に係る保険料額	100%
第2条第1項第6号	市長が必要と認めるとき。	市長が必要と認める範囲	市長が必要と認める額	市長が必要と認める割合

## 備考

- 1 この表において「世帯」とは、納付義務者及びその世帯に属する被保険者をいう。
- 2 この表において「所得を有する者の数」とは、世帯のうち前年の合計所得金額が零円を超える者の数をいう。